特定求職者雇用開発助成金(中高年層安定雇用支援コース)の申請にあたって

いわゆる就職氷河期世代を含む35歳~60歳未満の中高年層のうち、就職の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされなかったため に、正規雇用労働者として就業が困難な方を、公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)若しくは地方運輸局(以下「運輸局」という。)又は適正 な運用を期すことのできる特定地方公共団体、有料・無料の職業紹介事業者若しくは無料船員職業紹介事業者(以下「有料・無料職業紹介事業者 等」という。)の紹介により、正規雇用労働者として雇い入れた事業主の方に対して、当該労働者に支払った賃金に相当する額の一部を助成するもの で、これらの者の雇用機会の増大を図ることを目的としています。なお、本助成金は、雇入れ日が令和7年4月1日以降の者を対象にしています。

1. 受給できる事業主の方→(以下のすべてに該当する事業主の方です。)

- □(1) 雇用保険の適用事業主であること
- □(2) 対象労働者(「3. 対象労働者」参照)をハローワーク若しくは運輸局又は有料・無料職業紹介事業者等の紹介によって正規雇用労働者(※) として、かつ雇用保険の一般被保険者(一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者を除く。)として雇用することが 確実であると認められる事業主であること

※以下の(ア)から(ウ)のいずれにも該当する者とします。また、正規雇用労働者について就業規則等において定められていることが必要です。

- (ア) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること
- (イ) 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間(週30時間以上)と同じ労働者であること
- (ウ) 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇 格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること
- □(3) 対象労働者の雇入れ日の前後6か月間(以下「基準期間」という。)に、事業主の都合による従業員の解雇(勧奨退職を含む。)をしていない
- □(4) 対象労働者の雇入れ日より前に特定求職者雇用開発助成金(中高年層安定雇用支援コース)の支給決定がなされた者※を、支給申請日の 前日から過去3年間に、その助成対象期間中に事業主の都合により解雇等をしていないこと
 - ※: 対象労働者種別が同一の特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)の支給決定がなされた者を含みます。
- □(5) 基準期間に倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由で受給資格決定された者の数が、対象労働者の雇入れ日における被保険者数 の6%を超えていない(特定受給資格者となる離職理由の被保険者が3人以下の場合を除く)こと
- □(6) ①対象労働者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、タイムカード又は船員法第67条に定める記録簿等の書類、②対象労働者に対 して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳又は船員法第 58 条の2に定める報酬支 払簿、③当該事業所を離職した労働者(日々雇い入れる者を除く。)の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類 を整備、保管し、支給申請時において添付資料として提出すること。また、管轄労働局長の求めに応じ提出又は提示する、管轄労働局が行う実 地調査に協力するなど、助成金の支給又は不支給の決定に係る審査に協力する事業主であること

☆ 受給するための要件

上記に該当する事業主であって、以下のいずれにも該当しないことが受給するための要件となります。該当する場合は、特定求職者雇用開発 助成金(中高年層安定雇用支援コース)は支給されません。

- □イ ハローワーク等の紹介以前に、雇入れに向けた選考を開始していた対象労働者を雇い入れる場合
- □□ 助成金の支給対象期間の途中で、対象労働者が離職した場合(対象労働者の責めに帰すべき理由による解雇などを除く)
- □ハ 雇入れ日の前日から過去3年間に、当該雇入れに係る事業所と雇用、請負、委任の関係にあった者、又は出向、派遣、請負、委任の関係によ り当該雇入れに係る事業所において就労したことのある者を雇い入れる場合
- □二 雇入れ日の前日から過去3年間に、当該雇入れに係る事業所において、通算して3か月を超えて訓練・実習等を受講等したことがある者を雇
- □ホ 雇入れ日の前日から過去1年間に、対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向・派遣・請負・委任の関係により対象労働者 を事業所において就労させたことがある事業主、対象労働者が通算して3か月を超えて受講等したことがある訓練・実習等を行っていた事業主 (以下このホにおいて「関係事業主」という。)と同一の事業主が雇い入れる場合又は資本的・経済的・組織的関連性等からみて関係事業主と密 接な関係にある事業主が当該対象労働者を雇い入れる場合
- □へ 対象労働者が、雇入れ事業所の事業主の代表者又は取締役の3親等内の親族(配偶者、3親等以内の血族と姻族)である場合
- □ト 雇入れ日の前日から過去3年間に、職場適応訓練(短期の職場適応訓練を除く)を受けたことのある者を当該職場適応訓練を行った事業主が 雇い入れる場合
- □チ 支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日を超えてまだ支払っていない場合(時間外手当、休日出勤手当など基本 給以外の手当等を支払っていない場合を含む)
- □リ ハローワーク等の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益、又は違法行為があり、かつ、当該 対象労働者から求人条件が異なることについての申出があった場合
- □ヌ 助成金の申請を行う際に、雇入れに係る事業所で成立する保険関係に基づく前年度より前のいずれかの年度の労働保険料を滞納している場 合
- □ル 偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金等を受け、又は受けようとしたことにより5年間にわたる不支給措置がとられて いる、並びに過去5年間に当該偽りその他不正行為に関与した役員等がいる場合
- □ヲ 労働関係法令の違反を行っていることにより助成金を支給することが適切でないものと認められる場合
- □ワ 高年齢者雇用確保措置を講ずべきことの勧告、又は、高年齢者就業確保措置の是正に向けた計画作成勧告を受けた場合
- □カ 性風俗関連営業、接待を行う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業等を行っており、接待業務等に従事する労働者として雇い
- □ヨ 事業主又は事業主の役員等が暴力団に関係している場合
- □タ 事業主又は事業主の役員等が破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している事業 主等
- □レ 支給申請日又は支給決定日の時点で倒産している場合
- □ソ 不正受給が発覚した場合に事業主名等を公表することに同意していない場合
- □ツ 支給申請時に役員等の氏名、役職、性別及び生年月日が記載されている共通要領様式第1号の別紙「役員等一覧」又は同内容の記載がある 書類を添付しない場合
- □ネ「雇用関係助成金支給要領」に従うことに承諾していない場合
- □ナ 不正受給に関与したことにより、助成金の不受理措置が取られている社会保険労務士又は代理人が当該不受理期間中に申請を行った事業
- □ム 支給申請書等に事実と異なる記載又は証明(軽微な誤り(労働局長が認めた場合に限る。)は除く。)を行った事業主等

2. 受給のための手続

(1) 対象労働者を雇い入れた日(賃金締切日が定められている場合は雇入れの日の直後の賃金締切日の翌日。賃金締切日に雇い入れた場合 は、雇入れ日の翌日。賃金締切日の翌日に雇い入れた場合は雇入れ日。)から6か月(第1期支給対象期)経過したあと2か月以内に必要な書 類を添えて「特定求職者雇用開発助成金 第1期支給申請書」を、事業所の所在地を管轄する労働局長あて提出してください。

なお、提出は、管轄労働局長の指揮監督するハローワークを経由して行うことができる場合があります。支給申請期限を過ぎると申請書を受 理できず、特定求職者雇用開発助成金(中高年層安定雇用支援コース)は支給できません。

- ※ 第1期支給申請の際には、支給申請書にあわせて**「対象労働者雇用状況等申立書」、「支払方法・受取人住所届」**(既に提出している場合を除きます。)の 提出が必要です。第2期の支給申請についても、定められた支給申請期間内に申請書を提出してください。支給申請期限を過ぎると、当該助成金の支給はで
- (2) 第2期支給対象期(第1期支給対象期の以後6か月間)の経過後2か月以内に必要な書類を添えて「特定求職者雇用開発助成金 第2・3・ 4・5・6期支給申請書」を、事業所の所在地を管轄する労働局長あて提出してください。なお、提出は、管轄労働局長の指揮監督するハロー ワークを経由して行うことができる場合があります。
 - (例) 第1期支給対象期及び支給申請期限 [雇入れ日が4月1日・賃金締切日が毎月15日の場合]

		第1期支給対象期 ———		$\overline{}$	第1期支給申請期間 -	\neg	
4/1 4/15	4/16	10/	/15 10)/16		12/	15
- R 金直雇 - 全直雇 - 入 締後入 れ 切のれ 日 日賃日	- 起算 日	1		•		申請其阻	

※ 賃金締切日が求人票と異なる場合は、支給申請期間が変わりますので支給申請期間前にハローワーク又は労働局に早めにご連絡をお願いします。

3. 対象労働者

以下のいずれにも該当する労働者の方です。

- □(1) 雇入日時点で35歳以上60歳未満の求職者であった者
- □(2) 次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する者
 - (イ) 雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間(自営業者(個人事業主、フリーランス等名称は問わ ない。)等又は、法令等に規定された資格・免許等(業務独占資格)を有し、当該資格等に基づく専門知識等を活かした就労(雇用保険の被 保険者であったか否かは問わない。)をしていた者等であって、正規雇用労働者と同等以上の職業能力が必要と考えられる職業に従事して いた期間を含む。ただし、当該職業が、就労を希望する職業と異なり、当該資格等に基づく専門知識等を活用できない場合等を除く。以下 同じ。)を通算した期間が1年以下である者
 - (ロ) 雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用された期間がない者又は雇入れの日の前日から起算して過去1 年間に正規雇用労働者として雇用された期間があって、対象者の責めに帰すべき理由(対象者の責めに帰すべき理由による解雇のほか、 正当な理由がない自己の都合による退職等を含む。)以外の理由により、当該正規雇用労働者として雇用された事業所等を離職した者。
- □(3) ハローワーク等の紹介の時点で安定した職業(期間の定めのない労働契約であって、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される 通常の労働者の1週間の所定労働時間と同じであるもの及び自営業者であって、正規雇用労働者と同等以上の職業能力が必要と考えられるも のをいう。) に就いていない者で、かつ、ハローワーク等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者
- □(4) 正規雇用労働者として雇用されることを希望している者

4. 受給できる額

企業規模別の支給額は次の表のとおりです。助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期(第1期~第2期)といい、支給対象期に分 けて支給します。

企業規模		助成対象期間	支糸	支給総額	
正未况保			第1期	第2期	人 和
大企業		1年	25 万円	25 万円	50 万円
中小企業	中小企業 1年		30 万円	30 万円	60 万円

- 支給対象期に対象労働者が行った労働に対して支払った賃金額を上回る額の助成は行われません。 対象労働者の実労働時間が、雇用契約で定められた所定労働時間に満たない場合には、以下の①又は②により支給額を算定します。 また、第1期支給対象期の初日から起算して1か月以内に離職した場合には、本助成金の支給を受けることは出来ません。
- 支給対象期6か月間の平均実労働時間(6か月間に実際に働いた時間を1週間で平均したもの)が、最低基準(24 時間)以上の場合は、支給額満額を支
- 支給対象期6か月間の平均実労働時間が、最低基準に満たない場合は、月ごとの平均実労働時間により支給額を算定して支給

注意

- (1) 偽りその他不正の行為によって助成金の支給を受け、又は受けようとした場合は、不支給決定又は支給決定の取消しが行われます。この場合、 すでに支給された助成金については全額返還していただくとともに、不支給決定又は支給決定の取消しを受けた日以後5年間は各種助成 金の支給を受けることができません。さらに、特に悪質なものについては、原則公表となるほか、詐欺罪等により刑罰に処される場合がありま
- (2) 雇入れに係る事業主が、同一の事由により他の助成金の支給を受けた場合には、支給されません。(同じ対象者について、二重に助成は受 けられません。)
- 高年齢者雇用確保措置を講ずべきことの勧告、又は、高年齢者就業確保措置の是正に向けた計画作成勧告を受けた場合、助成金を受ける ことができなくなることがあります。
- (4) 国、地方公共団体、行政執行法人等(これらの機関からの委託事業を実施している事業主で、対象労働者が当該委託事業に従事する場合を 含む)の機関は支給対象とならない場合があります。
- 助成金の支給申請から支給決定までの間及び支給終了後において総勘定元帳などの帳簿の提示を求めることがあります。
- (6) 助成金を受給した事業主は国の会計検査の対象になることがありますのであらかじめご了承ください。検査の対象となった場合は、ご協力を お願いします。また、検査には関係書類が必要となりますので、関係書類については、支給の日の属する年度の翌年度の初日から起算して、 5年間整理保存してください。

(R7.8)

支給申請書記載例

[4]欄は、対象労働者を雇い入れた日における事業主の全ての雇用保険適用事業所数を記載してください。

[5][6]欄は、対象労働者を雇い入れた日における申請事業主の資本の額 又は出資の額及びすべての常時雇用する労働者(対象労働者を含む)の 数を記載してください。

- ※「常時雇用する労働者」とは、2か月を超えて雇用されている者又は継続して2か月を超えて雇用されることが予定されている者であって、かつ、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等である者をいいます
- ※「週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等」とは、 現に企業における通常の従業員の週当たりの所定労働時間が 40 時間である場合は、概ね 40 時間である者をいいます。

[10][11]欄は、対象労働者を雇い入れた事業所における正規雇用労働者に適用される規定を記載して下さい。

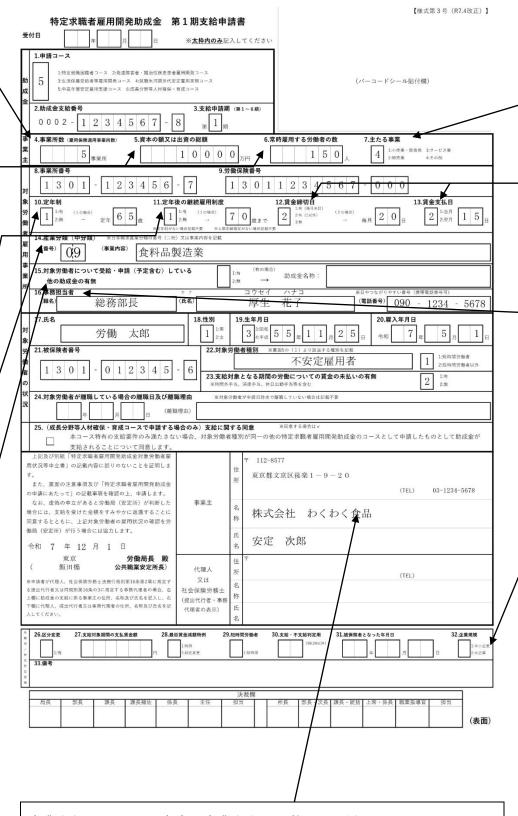
[14]欄は、対象労働者を雇い入れた事業所で行う主たる事業を、日本産業分類の中分類のうち当てはまるものの事業名を記載してください。

[15]欄は、本支給申請に係る対象労働者の雇入れについて、他の助成金の支給申請を行っている場合又は支給を受けた場合、1を記入し、受給(申請)している他の助成金名称を記載してください。

※ 本支給申請に係る対象労働者の雇入れについて、他の助成金の支給を受けている場合は、支給対象とならない場合があります。

◎ 支給申請書の提出により支給決定した金額は、指定の金融機関口座に振り込まれますので、支給申請書にあわせて「支払方法・受取人住所届」を提出してください(既に第1期の支給申請の際に又は同一事業所における雇い入れに係る特定求職者雇用開発助成金の支給申請の際に提出している場合であって、記載内容に変更のない場合には提出の必要はありません。)。

なお、支給決定後に、指定の金融機関口座に振り込まれるまでには、 ある程度時間を要しますのであらかじめご了承ください。



事業主欄には雇用保険適用事業主名を記載してください。

○申請書裏面の注意もご参照ください。

[7]欄は、事業主全体における「主たる事業」を記載してください。 ※[14]欄とは異なる場合があります。

[12] [13]欄は、対象労働者を雇い入れた日における賃金締切日及び賃金 支払日を記載してください。

※ 賃金締切日により助成対象期間と支給申請期間を設定しています。賃金 締切日が求人票と異なる場合は、支給申請期間が変わりますので支給申請 期間前にハローワーク又は労働局に早めにご連絡をお願いします。

[16]欄は、申請事務を行う担当者の職名、氏名及び電話番号を記載してください。

【中小企業】とは、業種ごとに以下に該当するものをいいます。

小売業・飲食店	資本金若しくは出資の総額が5千万円以下 又は常時雇用する労働者数 50 人以下	
サービス業 資本金若しくは出資の総額が5千万円以下 又は常時雇用する労働者数 100 人以下		
卸売業	資本金若しくは出資の総額が1億円以下 又は常時雇用する労働者数 100 人以下	
その他の業種	資本金若しくは出資の総額が3億円以下 又は常時雇用する労働者数300人以下	

【大企業】とは、中小企業に該当しないものをいいます。

※ 公益法人等の資本金若しくは出資金のない事業主の場合は、常時雇用する労働者数により判定します。

(注意事項)

○ 支給申請の際には雇用契約書又は雇入れ通知書を提出してく ださい。

なお、初回提出後、労働条件に変更がある場合は、変更後の 労働条件が確認できる雇用契約書等の提出が必要です。

- ※ 労働基準法では、企業が従業員を雇い入れる際には、賃金や労働時間等の労働条件を明確に記載した書面を作成し、交付することが義務づけられています。
- 支給申請は定められた支給申請期間内に行ってください。支給申請期限を過ぎると、本助成金の支給はできません。